

## 第 34 回延岡市農業委員会会議録

(令和 8 年 4 月 28 日)

1. 開催日時 令和8年4月28日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 壽徳	2		3	花畑 志良一
4	片伯部 隆	5	菊池 光雄	6	小西 吉寿
7	中村 みえ	8	須藤 寛之	9	貫 藍
10	松下 康廣	11	小野 有紗	12	遠田 祐星
13	高橋 利喜哉	14		15	牧野 博文
16	安藤 重徳	17	甲斐 亜季	18	
19	矢野 光一				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐 孝	2	甲斐 充伸	3	久富 喜良
4	吉田 嘉	5	松田 純二	6	黒田 啓睦
7	佐藤 隆美	8	松田 成歳	9	
10	甲斐 秀雄	11	横山 博章	12	山内 憲次
13	岩切 伸行	14		15	甲斐 詳三
16	甲斐 一太郎	17		18	松原 学
19	戸高 久文	20		21	甲斐 昭浩
22	黒田 五司	23	岩佐 美基		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第108号 農地法第3条 所有権の移転について

議案 第109号 農地法第5条の許可申請について

議案 第110号 非農地証明願について

報告 第117号 農地法第4条の届出について

報告 第118号 農地法第5条の届出について

報告 第119号 農地法第18条第6項の通知について

報告 第120号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第52号 農用地利用集積等促進計画(案)について(利用権)

協議 第53号 農用地利用集積等促進計画(案)について(所有権)

協議 第54号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
局長	戸高智穂	局長補佐兼 農地係長	佐藤友美	農政係長	久世美保
農地係 主任主事	清田則生	農地係 主事補	亀長英寿	農政係 主任主事	権藤理絵
北方産業建設課 副総括主任	緒方慎一	北浦産業建設課 専門主事	工藤敬洋	北川産業建設課 主事	甲斐健太

## 8. 会議の概要

9:30 開会	
事務局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第34回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事務局長	はい。本日は委員総数19名中16名の出席でございます。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号6番、小西吉寿委員と委員番号13番、高橋利喜哉委員のお二人にお願いしたいと思います。
議長	本日の予定ですが、議案第108号農地法第3条所有権の移転についてから、議案第110号非農地証明願についての議案3件、報告案件4件、協議案件3件となっておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第108号農地法第3条所有権の移転について提案いたします。 なお、整理番号7番については中村みえ委員と関連がございますので、整理番号6番の後に退席後の審議となります。
議長	整理番号1番について、佐藤隆美農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。
佐藤委員	おはようございます。推進委員の佐藤です。よろしく申し上げます。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は野地町5丁目、地目は田、面積は403㎡です。譲渡人は宮崎市在住の方で、譲受人は野田3丁目在住の方です。経営状況は9,835㎡、労力人は4人、理由は経営規模拡大です。 4月25日に、甲斐壽徳会長と私推進委員佐藤と、あと譲受人の方が出席予定だったのですが急用ができたということなので、会長の方から今後の管理の仕方とか、それを説明されたみたいです。一応2人で現地

<p>議 長</p>	<p>を確認いたしました。現在は田として使っているみたいなので、問題はないかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>菊池委員</p>	<p>次に、整理番号2番から3番について、委員番号5番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。</p> <p>委員番号5番の菊池です。整理番号2番、3番についてご説明いたします。</p> <p>まず2番、農地の所在は北方町曾木地区、地目は田、面積は689㎡です。譲渡人は、北方町曾木地区在住の方で、譲受人は大貫町6丁目在住の方であります。経営状況は19,759㎡、労力人は2人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>4月26日に、私と甲斐正太郎推進委員と譲受人の3人で、現地調査を行いました。当該地はもう数年前から譲受人が耕作しておりまして、今回、譲り受けてくれというようなことで3条申請があがったようであります。地域との調和要件も別に問題ありませんので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして3番案件、農地の所在は北方町南久保山地区、地目が畑3筆の計621㎡です。経営状況は0㎡、労力人は1人、理由は新規取得です。譲渡人は日向市美々津町在住の方で、譲受人は上三輪町在住の方であります。</p> <p>4月26日に、私と甲斐正太郎推進委員と、譲受人立ち合いのもと現地調査を行いました。譲渡人はもともと久保山地区在住の方ですが、仕事の関係で上三輪の方に行ってまして向こうで生計を立てております。譲受人は売却の広告をみて不動産屋に話を聞き、お世話になったようであります。この土地に付随したところに家があるのですが、この家込みの取得ということであります。家は宅地でありますので農業委員会とは関係ありません。畑は3筆ありますが、小分けした畑でありまして境界もはっきりしております。畑は草を切ったりしたのですが、一番小さい畑は竹が入り込んでいて使いものにはならないかと思っております。残りは畑として使えると思っております。地域との調和要件に関しては問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、整理番号4番について、委員番号16番、安藤重徳委員より説明をお願いいたします。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>おはようございます。委員番号16番の安藤です。整理番号4番につい</p>

<p>議 長</p>	<p>てご説明いたします。農地の所在は北川町長井字宮原地区、地目は畑、面積は 205 m<sup>2</sup>です。譲渡人は福岡県太宰府市在住の方で、譲受人は出北 1 丁目在住の方です。経営状況は 0 m<sup>2</sup>、労力人は 1 人、理由は贈与です。</p> <p>4 月 24 日に、私と岩佐推進委員と譲受人の方と 3 人で現地調査を行いました。譲受人は譲渡人の妹にあたる方です。この土地の近くに実家があり現在は空き家になっていますが、その家も妹さんが相続することになったそうです。その家には独身のお孫さんが住むことになったそうですが、この方は 1 週間前の農業新聞で、延岡市内のハウスでミニトマトを生産している人として紹介されたそうです。私自身記事は読んでおりませんが、農業新聞で紹介される人なので私達としても非常に期待しております。また、譲受人は地域で生まれ育った人であり、地域としても調和要件等何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いたします。</p> <p>次に、整理番号 5 番について、松田成歳農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。</p>
<p>松 田 委 員</p>	<p>推進委員の松田成歳です。整理番号 5 番についてご説明いたします。農地の所在は行簾町の地目が田 2 筆と細見町の地目が畑 1 筆、面積は合計で 2,609 m<sup>2</sup>となっております。経営状況は 827 m<sup>2</sup>、労力人は 1 人、理由は経営規模拡大です。譲渡人は神奈川県川崎市在住の方で、譲受人は行簾町在住の方です。</p> <p>8 月 25 日に、私と松田宗史農業委員と現地調査をしました。この土地につきましては、行簾町の田は譲受人の方が数年前より耕作をしておりました。譲渡人が相続したのですが、土地を一括で処分するというので今回話があがったようです。細見町の畑については栗林でした。行簾町と遠いのですが栗林なので管理はできるかなということだったので、問題ないかなと考えております。調和要件についても何ら問題ないと思っておりますので、皆様のご審議をよろしく願いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>矢 野 委 員</p>	<p>次に、整理番号 6 番について、委員番号 19 番、矢野光一委員より説明をお願いいたします。</p> <p>委員番号 19 番の矢野です。整理番号 6 番についてご説明いたします。農地の所在は二ツ島町、地目は畑 5 筆、面積は合計 1,429 m<sup>2</sup>です。農地の譲渡人は宮崎市在住の方で、農地の譲受人は二ツ島町在住の方です。経営状況は 3,891 m<sup>2</sup>、労力人は 3 人、理由は経営規模拡大です。</p>

	<p>4月25日に、私と甲斐充伸推進委員と譲受人の3人で現地調査を行いました。譲渡人は遠方に住んでおり、高齢のため以前よりこの農地を維持管理していた親族である譲受人に買い取ってほしいとのことでした。譲受人は同地区内でじゃがいも大根等を栽培しており、この農地でも同様のものを作りたいとのことでした。地域との調和要件も問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第3条調査書の1ページから6ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。</p> <p>それでは、中村みえ委員の退席をお願いします。 (中村委員が退席する)</p>
議 長	<p>整理番号7番について、委員番号3番、花畑志良一委員より説明をお願いいたします。</p>
花 畑 委 員	<p>委員番号3番の花畑です。整理番号7番についてご説明いたします。農</p>

	<p>地の所在は北方町上鹿川、地目は畑2筆、合計面積は571㎡です。譲渡人も譲受人も北方町上鹿川在住の方です。経営状況は7,080.09㎡、労力人は1人、理由は経営規模拡大です。この畑につきましては、以前畑として利用するというので譲受人の方に貸していたそうですが、しばらく返されていて再度また借りたいと申出があったので、この際譲り渡したいということで話がまとまったそうです。</p> <p>4月23日に、私と中村みえ農業委員、田口誠推進委員、譲渡人の4人で現地調査を行いました。現地はきれいに畑として整えられていまして何も問題ないし、調和要件も満たしていると考えられました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配付しています農地法第3条調査書の7ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。整理番号7番について、承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。</p> <p>中村委員の再入場をお願いします。 (中村委員が入場する)</p>

議 長	<p>続きまして、議案第 109 号 農地法第 5 条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号 1 番について、委員番号 12 番、遠田祐星委員より説明をお願いいたします。</p>
遠 田 委 員	<p>委員番号 12 番の遠田です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地所在は尾崎町、地目は畑、面積は 13 m<sup>2</sup>です。譲渡人は恵比須町在住の方で、譲受人は尾崎町在住の方です。</p> <p>4 月 26 日に、私と松田純二推進委員とで現地調査を行いました。こちらの農地は昭和の時代から農地として活用されておらず、また面積が 13 m<sup>2</sup>と狭い農地で周りに農地と隣接しておらず、他の農地に影響を与える可能性は低いということをふまえて問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>農地区分につきましてご説明いたします。</p> <p>整理番号 1 番につきましては、生産性の低い第 2 種農地となります。</p> <p>地権者は、面積が狭小のうえ市からの固定資産税の支払い通知等もなかった事から全く当該農地のことを失念しており、また、譲受人も当該農地を避けて住宅を建築したことから建築許可にも抵触せず建築許可が下りています。今回進入路として活用していた土地が地権者の農地であることが判明し今回申請となったものです。</p> <p>当該農地を含む周辺には住宅と狭隘な農地が連なっており集落接続の例外規定に該当することから、日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、ただ今出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に進達いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第 110 号 非農地証明願について提案いたします。  それでは、整理番号 1 番について、委員番号 17 番、甲斐匝季委員より説明をお願いいたします。</p>
甲 斐 委 員	<p>委員番号 17 番の甲斐です。整理番号 1 番についてご説明いたします。  農地の所在は北浦町三川内、地目は畑、面積は 36 m<sup>2</sup>です。申請人は北浦町三川内在住の方で、申請理由は 10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地としての使用が困難であるということです。</p> <p>4 月 24 日に、私と戸高久文推進委員、松原学推進委員、そして申請人とで現地確認を行いました。9 ページの地図をご覧ください。この場所はよそ様の宅地の裏にあたり、面積も大変狭く、現在竹藪が生えて竹をかき分けながら皆で現地確認を行った次第です。トラクターや重機等も入りませんし、農地としての復旧使用は今後も難しいと考えました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので承認いたします。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。</p>
議 長	<p>引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。</p> <p>はじめに、報告第 117 号、農地法第 4 条の届出についてご説明いたします。この報告は自己所有農地の転用になります。</p> <p>議案書の 11 ページに記載しておりますが、1 件の届出があり、畑が 1 筆のみの 144 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p>

	<p>次に、報告第 118 号、農地法第 5 条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。</p> <p>議案書の 13 ページに記載しておりますが、4 件の届出があり、田が 3 筆の 1,282 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆の 528 m<sup>2</sup>、計 5 筆の 1,810 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 119 号、農地法第 18 条第 6 項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書の 15 ページに記載しておりますが、2 件の届出があり、田 12 筆のみの 4,429 m<sup>2</sup>の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 120 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。</p> <p>議案書の 17 ページから 20 ページをご覧ください。今回 12 件の届出があり、田が 38 筆の 27,511 m<sup>2</sup>、畑が 39 筆の 11,746.61 m<sup>2</sup>、計 77 筆の 39,257.61 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p>
遠 田 委 員	<p>すみません、委員番号 12 番の遠田です。119 号の提出についてお聞きしたいことがあります。中間管理機構を通した契約の解約だと思うのですが、理由が耕作者の変更で解約の情報だけの状態なのですが、こちら耕作者変更するときに、中間管理機構の方を今まで通して賃借していた場合、耕作者変更した場合もそちらの方を推薦するもの、あと中間管理機構を通して次の耕作者に貸し出すのを推薦といいますか、耕作者変更をするときに次も中間管理機構を通しての貸し出しにするのか、それとも条件を変えてすることはあるのか、ちょっと気になったので、解約は 4 月 20 日なのですけれど次の耕作者が決まったら同時に中間管理機構と契約をしないのかなというのを気になったのでご説明していただければ。</p>
事 務 局	<p>ご説明いたします。今おっしゃっていただいた通り、この解約については今後の耕作者さんも農地中間管理機構を通しての契約の予定となっております。この解約方法はそういったことを想定した解約方法で、集積と配分というのですが、地権者から公社が預かるのが集積で、公社さんから耕作者の方に作ってもらうのが配分なのですが、この解約については配分</p>

	<p>だけの、耕作者の分だけの解約となっております、公社が借りた状態を継続してというような形ですね。耕作者があらかじめ決まっている場合はそういった形で耕作者分だけ解約して、耕作条件がもう悪くて完全解約しますというのであれば耕作者の分の解約と地権者の解約の2つ出てきます。</p>
遠田委員	ありがとうございます。
議長	他、ございませんかね。
委員	ありません。
議長	無いようなので報告を終わります。
議長	次に協議第51号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>はい。ご説明いたします。</p> <p>こちらは、中間管理事業の集積等促進計画に基づく中間管理権の設定について農地中間管理機構に要請するものです。</p> <p>計画内容につきましては議案書の22ページからになります。整理番号1番から20番が下南方地区、整理番号21番から26番が東延岡地区、整理番号27番から44番が細見・小川地区、整理番号45番から49番が黒岩地区、整理番号50番が北延岡地区、整理番号51番から64番が東海地区、整理番号65番から71番が行藤川地区、整理番号72番から73番が北川町川内名地区、整理番号74番から75番が北方町曾木・久保山地区での促進計画となっております。</p> <p>次に、議案書28ページが耕作者変更の促進計画となっており、整理番号1番から7番が北延岡地区、整理番号8番から12番が北方町曾木・久保山地区での促進計画となっております。こちらが先ほど質問があった耕作者変更の次の方となっております。</p> <p>今回の促進計画では、27ページの表下にあるとおり28人の出し手から75筆、65,113㎡の農地を個人20人および2法人に配分するとともに、耕作者変更については28ページの表下にあるとおり4人の出し手から12筆、4,429㎡の農地を個人3人に配分する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
委	員	ありません。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものいたします。
議	長	次に協議第 53 号 農用地利用集積等促進計画（案）（所有権）について、事務局よりご説明をお願いいたします。
事	務	局
		<p>こちらは、中間管理事業の集積等促進計画に基づく所有権の移転について農地中間管理機構に要請するものです。</p> <p>譲渡人から公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買入れ、譲受人に売渡す、特例事業の即売りタイプとなっております。</p> <p>議案書の 30 ページになりますが、農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は片田町と沖田町の田 3 筆、合計 1,984 m<sup>2</sup>の所有権移転となっております。譲受人は、片田町、沖田町等で水稻、飼料米等を中心に農業経営をされている認定農業者で、沖田・片田地区の地域計画で中心的な担い手となっている方です。</p> <p>計画内容につきましては農業経営基盤強化促進法の規定に基づき行われる特例事業の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
委	員	ありません。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものいたします。
議	長	次に協議第 54 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）についてですが、先日 4 月 17 日に「第 6 回 延岡市農業委員会に関する検討委員会」が開催されましたので、その報告を花畑志良一副委員長より説明を

花畑委員	<p>お願いいたします。</p> <p>ご説明を申し上げます。先日 17 日に、第 6 回延岡市農業委員会に関する検討委員会を開催いたしました。</p> <p>本日は佐藤純子委員長が欠席のため私が報告をさせていただきます。</p> <p>まず出席者ですが、委員総数 15 名中 11 名の出席があり、検討委員会の規定により過半数に達していましたので、会議は有効に成立しております。</p> <p>検討内容は、「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）」と「令和 7 年度最適化活動の点検評価の記入について」と「その他」について協議を行いました。</p> <p>まず「令和 8 年度 最適化活動の目標の設定等（案）」についてですが、別冊協議資料をご覧ください。</p> <p>はじめに、事務局から資料に沿って説明がなされました。</p> <p>1 ページ目ですが、農家・農地等の概要は統計上の数値であり、耕地面積は、田が 1,690 ha、畑が 827 ha、計 2,520 ha になっている。なお、田と畑の合計面積の相違はこれが統計上の数値であり、この内容のまま提出することは農業会議には確認済みであるとの説明がありました。</p> <p>これに対し、委員から、農家数の統計資料の中で「基本構想水準到達者」とはどのようなものかとの質問がなされ、事務局より「通常、認定農業者とは、5 年ごとに経営状況を見直し、さらに上を目指した目標を立てて更新をしていくが、例えば年齢が高齢の方や、これ以上、経営規模拡大していく考えのない方で、経営状況としては認定農業者としての水準に到達しているが、認定農業者の更新をしていない人のことである。」との説明がありました。</p> <p>次に 2 ページ目の活動の成果目標について、まず農地の集積ですが、これまでの集積面積や集積率は記載のとおりとなっており、課題としては、農業従事者の減少や高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散等が効率化の妨げとなっていることや、基盤整備の遅れから集積が進みにくいといった説明がありました。</p> <p>次に、遊休農地の解消ですが、令和 7 年度の利用状況調査の結果から数値は記載のとおりとなっており、課題としては、鳥獣被害等による遊休農地の増加見込みや、農地の山林原野化による利用ができないと見込まれる土地が相当数あるなど、厳しい状況にあるという説明がありました。</p> <p>これに対し、委員より、毎年、集積率の目標が「80%」とかかげられているが、本市の実状からみて達成するにはかなり厳しい目標値である。国や県には地域の特性を考慮してもらいたいとの意見がなされ、事務局から、これはあくまでも統一した数値であり達成できなかったからと言ってペナルティが課せられるものではない、様々な地域の特性がある中で集積</p>
------	---

へ向けて引き続き努力していただきたいとの説明がありました。

次に3ページ目の新規参入の促進ですが、令和7年度の新規参入者は3経営体となっており、課題としては就農相談はあるが初期投資が多額になることや、技術習得の受入先、場所確保の困難等もあるため実際の就農に至らないことが多いという説明がありました。

次に活動の日数目標についてですが、最適化活動の目標日数を1人当たり月に10日とする。これは昨年度と同じ目標日数であり、また、昨年度は目標としていた日数を達成できたのだが、目標日数は増やさずに月に10日を目標としながら、昨年度同様に最適化活動に頑張っていたかといとの説明がありました。

次に、活動強化月間は11月、12月、1月と昨年度に引き続き3回の設定としているとの説明がありました。

最後に、新規参入相談会への参加目標ですが、1月に農地相談会にて就農相談など助言等を行うこととしているとの説明がありました。

以上のとおり、説明質疑を経て了承いたしました。

なお、関連して「活動の点検・評価」の記入の仕方についても、事務局より説明が行われました。

次に、その他についてですが、令和8年度の「農業委員会活動のスケジュール(案)」の説明がありました。今年は改選の年であり、7月17日には改選後初の総会を予定している。その日は辞令交付のほか、「農業委員会の活動について」や「農地法」等の研修も予定しているとの説明がありました。

これに対し委員より、7月の改選後初総会は通常午前から午後の長時間にわたるが、もう少し簡素化できないものかとの質問があり、事務局より、委員の皆さんがお忙しいことは十分承知している。しかし、今後、農業委員や推進委員として活動をしていただく中で「どうしてもこれだけは理解しておいていただきたい」という内容を絞って研修を計画しており、今回初めて委員になれる方もいるので省略するのはなかなか厳しい。ご理解をいただきたいとの説明があり、令和8年度のスケジュール(案)については了承されました。

この他、事務局から「延岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の改正」と「最適化交付金に係る農業委員報酬の加算分」について事務連絡が行われました。これについては、後ほど事務局から説明があります。

以上で、第6回延岡市農業委員会に関する検討委員会の報告を終わります。

議

長

ただいま、検討委員会の報告がありました。事務局から何か補足はありませんか。

事務局	令和8年度の最適化活動の目標の設定については、先ほど副委員長の方から報告をしていただきましたが、本日、皆様のご承認をいただけましたら県へ提出いたします。また、公表することになっておりますのでホームページに掲載予定となっております。以上です。
議長	ただ今、副委員長と事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
矢野委員	議員番号19番矢野です。すごく細かいことなのかもしれませんが、1ページ目の農業委員会の現在の体制のところでは農業委員数の方を掲げていると思うのですが、40代以下というところが0になっていて、40代以下っていうのは何歳より下の方をいうのですかね。
事務局	年齢の表記については同じ考え方とこちらも理解しております。ただこの真ん中の、農家農地等の概要の数値については、直近の農林業センサスからあがってきた数字で、事務局側が拾ってきた数字ではないのですが、一応年齢の表記としては39歳よりも下の方という風にこちらも理解しております。
矢野委員	分かりました。ありがとうございます。
事務局	すみません。今までこの調査、この様式においては先ほど申しましたように、39歳以下の方の人数をあげさせていただいたものですから、今一度県、または農業会議の方には確認はします。定義についてはまた確認をさせていただきますので、申し訳ございません。
議長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものいたします。
議長	その他、事務局より連絡事項についてお願いいたします。  (事務局説明)
議長	以上を持ちまして第34回延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

会長 甲斐壽徳

6番 小西吉寿

13番 高橋利喜哉